

47. 101. 03

外国の地名に係る地域団体商標の周知性について

1. 「需要者の間に広く認識されている」について

(1) 外国の地名に係る地域団体商標についても、日本国内での周知性を必要とするが、当該商標を使用した商品は、日本国内における収穫地、生産地という基準での考慮にはなじまず、通常、日本に輸入されて販売されていることから、主たる需要者は大消費地等の大都市に限定されることが多いと考えられる。そこで、周知性を獲得しているかの判断においては、原則として、当該販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることをもって足りるものとする。

なお、商品の特性から販売地域が大消費地等の大都市以外の特定の地域に限定されるものであれば、その地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることをもって足りるものとする。

(2) 外国の地名に係る地域団体商標が、テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを通じて、大規模に宣伝広告及び販売等が行われている場合は、(1)に加えて、[商標審査基準第7 第7条の2](#) 7. に従って判断するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)